

対象：経営者・管理者・人事労務担当者

# 働き方改革関連法の実務

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されています～

働き方改革関連法には、残業規制や同一労働同一賃金など様々な労働関連法の改正が盛り込まれております。限度時間を超えて労働させる場合の手続き、労働時間管理、健康管理など、労務管理がとて複雑になりました。そこで、今回のセミナーでは実務を中心にわかりやすく解説いたします。

また、同一労働同一賃金に対応するための取組手順について説明いたします。

- 日 時 2019年5月14日(火)  
14時から16時
- 会 場 東海市立商工センター  
3階 中会議室  
(東海中央町四丁目2番地)
- 講 師 深谷経営労務管理事務所  
特定社会保険労務士・特定行政書士  
深谷 恵久 氏  
(ふかや しげひさ)

■ 参加費 無料

■ 定 員 30名

## 主なセミナー内容

- 働き方改革の目的と背景
- 時間外労働の実務
  - ・時間外労働の上限規制
- 同一労働同一賃金
  - ・対応のための取組手順
- 働き方改革と助成金活用



FAX (0562) 32-5366

「働き方改革関連法の実務」に下記のとおり申込みます。

事業所名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
参加者名			

※ご記入いただいた情報は、本講座に関する連絡及び東海商工会議所からの情報提供のために利用させていただくことがあります。

お問合せ先:東海商工会議所 事務局 TEL(0562)33-2811